

一般港湾施設に係る指定管理者の候補者の選定について

港湾振興課

広島港、尾道糸崎港及び福山港における港湾施設（小型船舶特定係留施設を除く。）（以下「一般港湾施設」という。）の指定管理者について、広島県指定管理者選定委員会土木建築局一般港湾施設部会（以下「一般港湾施設部会」という。）での審査を踏まえ、指定管理者の候補者を次のとおり選定した。

1 指定管理者候補者

| | |
|-------|---------------------------|
| 候補者 | 株式会社ひろしま港湾管理センター |
| 代表者 | 代表取締役 甲田 良憲 |
| 住所 | 広島県広島市南区宇品海岸一丁目 13 番 13 号 |
| 指定期間 | 令和6年4月1日から令和11年3月31日（予定） |
| 申請提案額 | 3,170,130千円（予定） |

【非公募理由】

係留施設や臨港道路等の一般港湾施設は、極めて公共性が高い施設であるとともに、利用者間の調整等において、中立的な立場で公平性の確保が特に求められる施設であり、指定管理者は、県と同等程度の管理能力を有し、法人の意思決定に県の関与が担保され、港湾管理の実績のある者である必要があるため。

【選定理由】

一般港湾施設部会において、応募者から提出された事業計画書など、提案内容を審査基準に基づき審査を行った。

その結果、重点項目とした「Ⅰ 利用者サービスの向上・確保」及び「Ⅲ 維持管理水準の妥当性」において、

- ① 施設の維持修繕業務等執行計画に基づく計画的な修繕への取組
- ② コールセンターによる24時間対応など利用者の要望等を聞く仕組み
- ③ ホームページの改修(予定)や未然のトラブル防止対策など利用しやすい環境づくりに向けた積極的な取組

などが、優れていると評価された。

2 施設の概要

| | |
|---------|--------------------|
| 所在地 | 広島港、尾道糸崎港及び福山港一円 |
| 施設の設置目的 | 港湾施設の適正な利用及び管理に資する |
| 現指定管理者 | 株式会社ひろしま港湾管理センター |

3 応募者

| 応募者名 | 所在地 | 代表者名 |
|------------------|--------------------|-------|
| 株式会社ひろしま港湾管理センター | 広島市南区宇品海岸一丁目13番13号 | 甲田 良憲 |

4 一般港湾施設指定管理者選定状況

(1) 一般港湾施設部会委員

| | |
|-----|--|
| 部会長 | 吉牟田 修 (広島県土木建築局港湾振興課長) |
| 委員 | 橘 俊夫 (橘公認会計士事務所 公認会計士) 西本 尚士 (広島県商工会議所連合会事務局長) 野北 晴子 (広島経済大学経済学部教授) 林 正人 (広島市都市整備局みなと振興課長) 柳井 一輝 (社会保険労務士法人テトラ 社会保険労務士) ※ 委員の順番は50音順 |

(2) 審査基準及び結果等

一般港湾施設を一括で管理するとともに、それぞれの施設に応じた適切なサービスの提供という観点及び施設の老朽化による事故等の防止を図る観点から、「Ⅰ 利用者サービスの向上・確保」及び「Ⅲ 維持管理水準の妥当性」に重点をおいて審査を行った。

| 審査基準 | 審査の項目 | 配点 ウェイト | 応募者の得点 (※応募者名は 3のとおり) | 評価及び選定理由 |
|------------------|--|------------|-----------------------------|---|
| Ⅰ 利用者サービスの向上・確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設及び付属設備の利用について円滑に管理運営される見込みか ・利用者等からの要望や苦情等への的確な対応ができるか ・利用者の安全対策が取られているか(緊急時の避難体制等を含む) ・個人情報の取扱いが適切に行える見込みか | 20 | 13.4 | <ul style="list-style-type: none"> ○コールセンターを活用した365日24時間体制の対応など、これまでの実績を生かしたサービス提供などが評価された。 ○ホームページの改修(予定)や未然のトラブル防止対策などの新たな取組について評価された。 |
| Ⅱ 利用促進、新たなイベント提案 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用状況等の目標設定は適当かつ現実的か ・利用促進策、利用者増への取組がなされているか ・広報活動等に係る内容(計画)は適当か ・施設の効用発揮のための魅力的な提案がなされているか ・特定の者等に有利な利用とならないか | 15 | 10.5 | <ul style="list-style-type: none"> ○施設の特性上、積極的なイベント実施には限界があるが、施設見学会など地道な地域共生活動を行う姿勢が評価された。 ○一方で、港の活性化に繋がるような、利用促進に向けたこれまでにない取組も検討してほしいという意見も出された。 |
| Ⅲ 維持管理水準の妥当性 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設の修繕や設備交換に関する取組がなされているか ・警備・清掃等は仕様書基準を満たしているか ・設備・機器等の保守点検は仕様書基準を満たしているか | 20 | 15.3 | <ul style="list-style-type: none"> ○当該施設に精通しており、これまでの管理実績から一定の維持管理水準が期待できること、県と連携しながら、適切な安全管理と施設維持が期待できる点について評価された。 ○維持修繕業務等執行計画を策定して修繕すべき内容を整理して執行するなど、財源の有効活用のための工夫が見られる点について評価された。 |

| | | | | |
|-----------------|--|-----|------|--|
| IV 申請者の経営状況・信頼性 | <ul style="list-style-type: none"> ・職員の執行体制（安全管理・労災）が安定し、配置数は適正か ・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく法定雇用率を達成しているか ・責任者常駐の有無等、責任体制は確保されているか ・有資格者、経験者の配置状況は適切か ・業務や安全管理等に対する職員研修等の充実度はどうか ・再委託を行う場合の内容及び委託先は適切か ・不測の事態への対応（保険等）はどうか ・財務状況は健全か | 10 | 7.3 | <ul style="list-style-type: none"> ○流動比率、自己資本比率など財務指標に問題は無く、経営状況は健全であると評価された。 ○職員の執行体制が安定しており、安全管理等の確保が見込まれる点が評価された。 ○業務の効率化に努力しているところが評価された。 |
| V 申請者の取組姿勢 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設の目的・公共性の理解度はどうか ・地域や関係団体等との連携体制が取れるか ・事業計画やプレゼンにおける申請者の取組姿勢はどうか ・繰越滞納債権の発生防止に係る考え方はどうか | 15 | 12.0 | <ul style="list-style-type: none"> ○経営方針の社内展開などにより方針を全社で徹底し、業務に反映させる姿勢が評価された。 ○利用者との日々のコミュニケーションにより積極的に要望を聴き取るなど、利用しやすい環境づくりに取り組む姿勢が評価された。 |
| VI 申請提案額（金額評価） | <p>最低提案額/申請提案額×10 （※ 少数点第1位まで求める。少数第2位切捨て） （指定管理期間の全体額（5年間分を合算）） なお、申請者の提案額が、管理費用基準額を上回る場合は失格</p> | 10 | 10.0 | <ul style="list-style-type: none"> ○提案額は、管理費用基準額の範囲内であった。 ○申請提案額：3,170,130千円 |
| VII 申請提案額の実現性 | <ul style="list-style-type: none"> ・申請提案額と事業計画は整合しているか ・経費の効率化の方策の内容はどうか ・収益増への取組内容はどうか | 10 | 7.7 | <ul style="list-style-type: none"> ○これまでの安定した管理実績から、申請内容の実現性は高いと評価された。 ○業務の効率化など、積極的に経費縮減に取り組む点が評価された。 |
| 合計点数 | | 100 | 76.2 | |

※本結果は、6名の委員の平均点によるものである。